

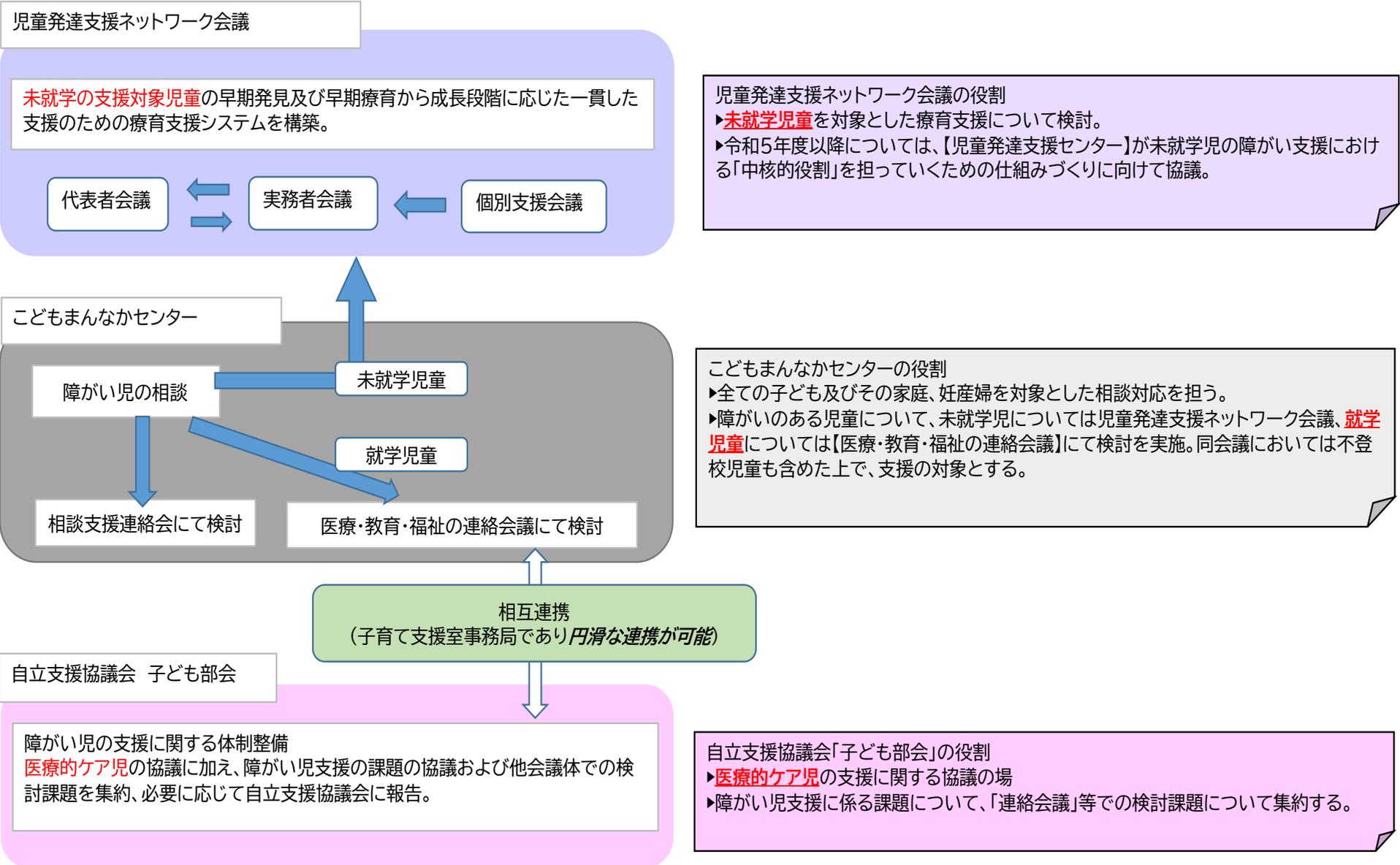
【議題 4】

第 2 期・第 3 期和泉市障がい児福祉計画における取組み
及び令和 5 年度実績について

目 次

I. 第2期障がい児福祉計画（R3～5年度）の取組み	
1. 基本理念	3
2. 基本方針と重点目標	3
(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	4
(2) 障がい児の地域支援体制の構築	6
(3) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援	8
(4) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進	10
(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	11
(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保	12
3. 成果目標に対する実績（障がい児支援の提供体制の整備等）	13
4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量および実績）	17
II. 第3期障がい児福祉計画（R6～8年度）の取組み	
1. 基本理念	19
2. 基本方針および方向性	19
(1) 地域支援体制の構築	20
(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援	22
(3) 地域社会への参加・包容の推進	24
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	26
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保	27
3. 重点目標および成果目標（障がい児支援の提供体制の整備等）	28
4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量）	30

令和6年度の障がい児支援の検討の場について



I. 第2期障がい児福祉計画（R3～5年度）の取組み

1. 基本理念

障がいのある子どももいない子どもも共に育ち学ぶまち いずみ

2. 基本方針と重点目標

- (1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (2) 障がい児の地域支援体制の構築
- (3) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援
- (4) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進
- (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (6) 障がい児相談支援の提供体制の確保

(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある・なしにかかわらず、すべての子どもの最善の利益を確保することが求められる中で、特に乳幼児期においては、必要に応じた支援をいち早く行うことが重要です。このため、医療機関や保健（福祉）センターをはじめ、保育園等関係機関の連携の中で、支援が必要と判断される子どもを早期に発見、適切な療育等につなぐことが求められます。

○関係機関及び協議の場

- ・健康づくり推進室、ふたば幼児教室

○令和5年度の実施状況

① 保健（福祉）センターでは、必要な医療や療育支援を早期に行えるように、乳幼児健診、発達育児相談や個別相談（電話・面接・訪問）の際に、その必要性を保護者へ伝え、適切な支援機関の情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関への同伴受診行いました。また未就学児までの子どもの発達に気がかりがある保護者同士の交流会を毎月実施するとともに、就学に向けた進路選択にあたり、保護者自身が主体的に情報収集し、児の特性に合った進路を選択できるよう、年中向けにも就学交流会を開催しました。（健康づくり推進室）

② ふたば幼児教室では、発達に気がかりのある未就園児を対象に週1～2日の小集団の親子教室を実施し、遊びや活動を通じた児への発達支援や児への関わり方や育成支援などの保護者支援を行っています。また、心理士・作業療法士・言語聴覚士等による学習会・個別相談を開催し、発達支援に必要な専門職からのアドバイスが受けられる機会を提供しています。保育士による座談会を開催し、保護者同士の交流の機会としています。（子育て支援室）

③ ふたば幼児教室では、発達に気がかりのある小学1年生までの児と保護者を対象とした親子のあそびの広場、学童期までの児を対象とした言語聴覚士によることばの発達相談、未就学児の保護者を対象とした各種専門職による発達支援のための親育ち学習会、年中から小学2年生の児の保護者を対象とした専門職による小集団での体験や家庭での実践を通して児への関わり方を学ぶペアレントトレーニング事業を実施し、児への具体的な関わりを学ぶ場を提供しています。また、大阪府ペアレント・メンター事業を活用して、発達障がいの啓発や家族支援のために、発達障がい児の保護者の体験を通じた子どもへの関わり方や支援についての講話を開催しました。
(子育て支援室)

(2) 障がい児の地域支援体制の構築

子どもの健やかな成長を支えるためには、保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家族をとりまく地域からの支援が必要となります。そのためにも、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所と連携を図りながら切れ目のない支援体制を整えるとともに、医療的ケアが必要な児童についても、身近な地域で継続的な支援を受けつつ、就学を迎えることができるような体制づくりを目指しています。就学後については、各学校の施設のバリアフリー化をはじめとした共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

○関係機関及び協議の場

- ・保健（福祉）センター、児童発達支援センターはつがの園、市内小中学校園等

○令和5年度の実践状況

① 保健（福祉）センターでは、就園や就学にあたっては、保護者へ情報提供を行うだけでなく、地域の園や学校、支援センター等の同行見学などを行うとともに、それぞれの機関とも連携し、支援児の相談結果、課題、支援策を共有することで、切れ目のない支援を行いました。医療的ケアは不要なものの、先天性疾患等により発達の遅れが顕著な支援児も増えており、訓練の利用や地域の事業所等の活用含め支援の調整を行いました。また、和泉市児童発達支援ネットワーク会議で、転入ケース等の療育利用にあたっての課題を共有し、対応について検討しました。（健康づくり推進室）

② 市内各学校では、支援学級在籍児童生徒や通級による指導を受けている全ての児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの実態を丁寧に把握し、発達に応じた支援・指導のもととなる個別の教育支援計画、指導計画を作成し連携ツールとして活用しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、在籍する6校に学校看護師を配置し安心、安全な学校生活を送ることができる体制を整備しています。（学校教育室）

③ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議を年3回開催、未就学児を中心とした療育支援システムの構築に関する協議を通して、関係機関の更なる連携強化を図りました。(子育て支援室)

(3) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては市内、市外の関係機関の緊密な連携が重要となります。アンケートの結果からも、保護者は就学や進学に際して不安を抱いている割合が高いことから、市内各学校園における教職員の専門性及び資質向上を図るとともに、ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継ぐことができるよう、連携の強化に努めていきます。

○関係機関及び協議の場

- ・市内公立幼稚園、公立保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等
- ・保健（福祉）センター、和泉市児童発達支援ネットワーク会議、医療・教育・福祉の連携会議

○令和5年度の取組み状況

① 市内公立幼稚園・保育園、民間認定こども園、民間保育園において、個別の配慮等の特別な支援を必要とする児童の発達に応じた適切な教育または保育が行われるよう関係機関と連携しながら、各園年2回巡回相談を実施しています。5歳児については、心理士、保健師、こども未来室幼保育成担当に加え、学校教育室人権担当が同席しケースカンファレンスを行い支援の共通理解に努めています。また、障がいのある児童がスムーズに就学できるよう、市内保育園等に在籍の5歳児の支援児に対し、外部講師（臨床発達心理士）によるコンサルテーションを実施しています。保護者、就学予定先教諭、現担任と支援内容を共有することで切れ目のない支援を提供できるよう進めています。（こども未来室）

② 保健（福祉）センターでは、発達育児相談の結果や課題、支援策等を所属先と共有するとともに、医療機関の受診につながった児についても、受診後の状況を関係機関で共有しました。また、就園に向けては、児童発達支援ネットワーク会議等で支援方針等を共有するとともに、就学に向けては、巡回相談等の機会に支援方針等を共有することで、可能な限り必要かつ保護者の求める支援につながるよう調整を図るとともに、各所属先への

円滑な支援の引き継ぎに努めました。(健康づくり推進室)

③ 市内各学校に、教育委員会の指導主事による巡回訪問及び理学療法士や心理士等の専門家による巡回指導を実施するとともに、支援教育研修も実施しています。(学校教育室)

④ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議実務者会を年3回開催。各関係機関と療育支援における課題の整理や情報を共有し、協議しました。また、児童福祉法の改正に伴う児童発達支援センターの役割・機能の強化に向けて協議しました。(子育て支援室)

⑤ 障がい児支援における医療・教育・福祉の連絡会議では、各機関の役割、現状と課題について協議しました。また、本会議を活用することで、顔の見える関係づくりから最終的には、参加機関の強みを活かし連携を図ります。(子育て支援室)

(4) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進

障がい児の地域社会への参加・包容の推進育、教育等を通して成長していく中で、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現を目指すとともに、様々な子どもとのかかわりを通じて、障がいを理解し、互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てていきます。

○関係機関及び協議の場

・市内公立幼稚園・保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等

○令和5年度の実施状況

① 市内公立幼稚園・保育園、民間認定こども園、民間保育園で、支援が必要な児童に加配職員を配置し、一人ひとりのこどもに応じた必要な支援や集団の中での生活・居場所作りに取り組み、園生活の中で職員や友達と一緒に過ごしお互いに認め合う意識を育てています。(こども未来室)

② 市内各学校において、子どもの教育を受ける権利を保障するため、障がいのある児童生徒に対して、生活介助等を行う支援学級介助員を配置しています。また、通常の学級において発達障がいの児童生徒に学習支援や安全確保を行うための特別支援教育支援員を配置しています。地域の学校と支援学校の児童生徒が交流し、お互いの理解を深めることを目的に居住地校交流も行っています。(学校教育室)

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子ども等、保健・医療・福祉との連携、支援が欠かせない児らについては、総合的な療育支援体制の整備を目的として設置した、和泉市児童発達支援ネットワーク会議にて協議を行うとともに、同ネットワーク会議を医療的ケア児支援のための協議の場として位置付け、コーディネーターが中心となり、対象となる子どもとその家庭に対しての支援を行っていきます。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい児地域自立支援協議会子ども部会

○令和5年度の実施状況

① 和泉市障がい児地域自立支援協議会における専門部会として子ども部会を設置、同部会を医療的ケア児支援のための協議の場として位置付けるとともに、市内在住の医療的ケア児の全数把握及び課題となっている災害時対応等について、関係機関との情報共有及び協議を行いました。(子育て支援室)

② 医療的ケア児と保護者が、ライフステージに沿った相談先や福祉サービスなどの情報収集の改善を図るため、子育て支援室では、子ども部会での検討内容を受けて、支援情報を集約した「医療的ケアが必要なお子さんご家族のための支援ガイド」を作成しました。(子育て支援室)

(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいのある子ども及びその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催、相談支援体制の充実・強化を図ります。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい児相談支援連絡会

○令和5年度の実施状況

① 令和5年10月、令和6年2月の計2回相談支援連絡会を開催し、市内相談支援事業所のスキルアップや関係機関同士の連携の緊密化を図りました。(子育て支援室)

3. 成果目標に対する実績（子育て支援室）

（障がい児支援の提供体制の整備等）

① 児童発達支援センター

【国の基本指針】

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

児童発達支援センターについては、すでに1か所整備済みであることから、今後は、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

【成果目標】

	目標値	備考	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
児童発達支援センター	1か所	令和5年度末時点	1か所	1か所	1か所

② 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを含む2施設が実施しており、引き続き、児童発達支援センターをはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が安心して生活できるような環境整備を進めます。

【成果目標】

	目標値	備考	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
保育所等訪問支援 実施施設数	3施設	令和5年度末時点	3施設	5施設	3施設

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保します。令和2年12月現在、児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が3か所確保されている状況にあり、今後は安定した体制を確保することを目標とします。

【成果目標】

	目標値	備考	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 (定員5人)	1か所	令和5年度末時点	3か所	4か所	5か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2か所	令和5年度末時点	4か所	5か所	5か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、関係機関の協議の場を設置するとともに、相談支援専門員等、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を図るコーディネーターとして配置します。

【成果目標】

	目標値	備考	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
【目標値】医療的ケア児支援のための協議の場	設置	令和5年度末時点	1回実施	4回実施	3回実施
【目標値】医療的ケア児に関するコーディネーター	1人	令和5年度末時点	2人	2人	2人

※医療的ケア児に関するコーディネーターの役割：医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う。

4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量および実績）

① 障がい児支援 見込量と実績（月あたり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	利用日数	1,700人日分	1,560人日分	1,768人日分	1,524人日分	1,836人日分	1,450人日分
	利用者数	200人	168人	208人	151人	216人	151人
医療型 児童発達支援	利用日数	23人日分	0人日分	23人日分	0人日分	23人日分	0人日分
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
放課後等 デイサービス	利用日数	6,717人日分	6,676人日分	7,558人日分	7,251人日分	7,876人日分	7,375人日分
	利用者数	593人	524人	646人	562人	699人	575人
保育所等 訪問支援	利用回数	51回	26回	61回	35回	71回	34回
	利用者数	38人	20人	50人	31人	66人	29人
居宅訪問型 児童発達支援	利用回数	9回	0回	9回	0回	9回	0回
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
障がい児 相談支援	利用者数	86人	85人	94人	83人	103人	87人

【考察】

成果目標の重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる事業所数は達成しています。

児童発達支援および放課後等デイサービスについて、見込量に近い実績となっており、見込量のサービス量を確保しています。医療型および居宅訪問型児童発達支援の事業所は市内にありませんが、今後のニーズに備え、新規および既存事業所への事業開設の働きかけを行うとともにニーズがあった場合の受入れについて、引き続き広域での調整・連携をすすめていきたいと考えます。

保育所等訪問支援は、事業所数は達成していますが、利用者および利用回数ともに下回る実績となりました。引き続き利用者への周知を図るとともに、新規および既存事業所への事業開設への働きかけを行います。

② 発達障がい児支援 見込量と実績

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	5人	0人	5人	0人	5人	6人
ペアレントメンター	登録人数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【考察】

令和5年9月から令和6年2月に1クール6回6人に対し、外部によるペアレントトレーニングを行いました。令和6年度も引き続き、外部によるペアレントトレーニングを2クール行う予定です。

令和5年11月に外部のペアレントメンターによる保護者研修を行いました。令和6年度もペアレントメンターによる保護者研修を開催し保護者の不安軽減に努めたいと考えています。

Ⅱ. 第3期障がい児福祉計画（R6～8年度）の取組み

1. 基本理念

障がいのある人も みんないきいき 共に暮らせるまち・和泉

2. 基本方針および方向性

○基本方針

障がい児の健やかな育成のための発達支援

○障がい児福祉施策の方向性

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援
- (3) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

(1) 地域支援体制の構築

子どもの健やかな成長を支えるためには、保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家族をとりまく地域からの支援が必要となります。障がい児支援については、児童発達支援センターを中核として、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備が必要であり、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所と連携を図りながら切れ目のない支援体制づくりを目指します。児童発達支援ネットワーク会議を障がい児支援の仕組みづくりに向けた協議の場として位置付けている中で、児童発達支援センターが果たすべき機能や一般の障がい児通所支援事業所との役割分担を明確にするとともに、就学以降も対象とした切れ目のない支援体制の構築に向けた検討をすすめます。

○関係機関及び協議の場

- ・保健（福祉）センター、児童発達支援センターはつがの園、和泉市児童発達支援ネットワーク会議

○令和6年度の方向性や取組み予定

① 保健（福祉）センターでは、就園や就学にあたっては、保護者へ情報提供を行うだけでなく、地域の園や学校、支援センター等の同行見学などを行うとともに、それぞれの機関とも連携し、支援児の相談結果、課題、支援策を共有することで、切れ目のない支援を行います。また、医療的ケアは不要なものの、先天性疾患等により発達の遅れが顕著な支援児における望ましい資源やサービス利用のあり方を市として整理して行けるよう、和泉市児童発達支援ネットワーク会議等を活用し、保健師の支援状況や地域課題を共有していきます。（健康づくり推進室）

② 和泉市児童発達支援ネットワーク会議において、未就学の障がい児を対象とした発達の保障及び適切な発達支援の提供に向けた協議をし、切れ目のない支援体制の構築に向けた検討をすすめ、連携強化を図ります。ま

た、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を発揮できるよう、和泉市発達支援ネットワーク会議の場も活用し、検討をすすめます。(子育て支援室)

(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児の健やかな成長・発達支援のためには、保育、保健医療、教育の関係機関との緊密な連携を図ることが重要となります。子どもの成長にあたっては、就園・就学や進学、卒業などライフステージでの節目があり、進学・進級に際して何らかの不安をもっている人の割合が多くなっており、その内容は「新しい環境への対応」「進学を決めるための情報」「療育・教育内容の引き継ぎ」が大部分を占めています。ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるよう、児童発達支援ネットワーク会議をはじめとした協議の場を積極的に活用し、連携の強化に努めていきます。

○関係機関及び協議の場

- ・市内公立幼稚園、公立保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等
- ・保健（福祉）センター、和泉市児童発達支援ネットワーク会議、医療・教育・福祉の連携会議

○令和6年度の方向性や取組み予定

① 保健（福祉）センターでは、発達育児相談の結果や課題、支援策等を所属先と共有するとともに、医療機関の受診につながった児についても、受診後の状況を関係機関で共有します。就園に向けては、児童発達支援ネットワーク会議等を活用し、支援対象児の支援方針等を共有するとともに、就学に向けては、巡回相談等の機会でも支援方針等を共有し、円滑な支援の引き継ぎを行います。就学後の支援状況などを学校や教育委員会とも共有し、今後の就学支援につなげていくとともに、就学後も継続的に保護者支援が必要な家庭については、子育て支援室へも引き継ぎを行います。（健康づくり推進室）

② 市内各幼稚園・保育園・認定こども園においては、引き続き、巡回相談、コンサルテーションを実施し、一人ひとりの支援につながるよう関係機関と連携を図ります。（こども未来室）

③ 市内各学校において、教職員の専門性と資質向上を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うことができるよう、支援教育研修を実施したり教育委員会指導主事による各学校への巡回訪問、支援学校の地域支援リーディングスタッフと連携・協力した支援教育リーディングチームの活用を行っていきます。また、発達障がいのある児童生徒やその保護者、支援教育担当の教職員のカウンセリングニーズが年々高まっており、臨床心理士による行動改善のための支援を行うとともに、理学療法士等の専門家が直接学校に訪問して指導することで、校内での支援体制を整備していきます。(学校教育室)

④ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議では、成長・発達に応じた就園や必要な療育につながるよう協議します。(子育て支援室)

⑤ 障がい児支援における医療・教育・福祉の連携会議においては、学齢期における子どもたちの課題や、家族の支援に必要な情報提供や地域資源の共有、調整を円滑に行えるよう各関係機関の役割を確認し支援体制を整備していきます。(子育て支援室)

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児は、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現を目指します。児童発達支援センターについては、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、障がい児通所支援事業所等と保育・教育機関等との支援協力体制の構築を推進していくことが必要です。子ども達がライフステージを通した様々な機会を通じて共に過ごし、共に成長することが大切であり、こども支援・子育て支援施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョンを推進していきます。

○関係機関及び協議の場

- ・市内公立幼稚園・保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等
- ・児童発達支援センターはつがの園

○令和6年度の方向性や取組み予定

- ① 市内各幼稚園・保育園・認定こども園においては、引き続き、支援が必要な児童に加配職員を配置し、一人ひとりのこどもに応じた必要な支援や集団の中での生活・居場所作りや互いに認め合う意識の育成を行います。
(こども未来室)
- ② 令和8年度開園予定の医療的ケア児を受け入れる民間認定こども園と併設の障がい児通所支援事業所の施設整備に対する補助金協議を国・府に対し行い、建設に向けた準備を進めます。(こども未来室)
- ③ 障がい児については、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現をめざします。また、障がいのない

子どもも障がいのある子どもとの関わりを通じて障がいを理解し、他人を思いやる心を育み、差別をしたり偏見を持つことなく、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てていきます。(学校教育室)

④ 市内各学校においては、施設のバリアフリー化に加え、すべての子どもたちに心のバリアフリーに関する教育を行い、障がいのある・なしに関わらず共に生きる共生社会の実現に努めています。さらに、障がい種別による支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、個別の教育支援計画、指導計画を活用して適切な支援・指導を行っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校看護師を配置し、安心して安全な学校生活を送ることができる体制を整えています。(学校教育室)

⑤ 児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を発揮できるよう連携を図ります。和泉市発達支援ネットワーク会議の場も活用し、関係機関との支援協力体制の構築に向け、検討をすすめます。(子育て支援室)

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子ども等、保健・医療・福祉・教育との連携支援が欠かせない子どもについては、障がい者自立支援協議会の下に子ども部会として協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に取り組みます。医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援については、家族のニーズを把握するとともに、医療的ケア児の育ちを保障するために、医療的ケア児コーディネーターが中心となり医療的ケア児とその家庭に対し関係機関と連携し支援するとともに、同会議の場において協議を行い、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた社会資源の開発・改善に取り組みます。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい者自立支援協議会子ども部会

○令和6年度の方向性や取組み予定

① 医療的ケア児支援のための協議の場として、医療的ケア児の災害時対応をテーマに、庁内関係部署だけでなく、大阪府和泉保健所、大阪母子医療センター等の関係機関と連携しながら、災害時の安否確認も含めた情報集約の在り方について検討するとともに、和泉市避難行動要支援者個別支援計画の作成推進及び避難訓練実施に向けての取組を予定しています。(子育て支援室)

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、早期に支援のネットワークにつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供と、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる障がい児相談支援は重要な役割を担っています。障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、子育て支援室では総合的な相談支援を行い、乳幼児期から一貫した発達支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育機関の連携を充実していきます。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい児相談支援連絡会

○令和6年度の方向性や取組み予定

- ① 障がい児相談支援事業所に対する連絡会を年に2回開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。(子育て支援室)

3. 重点目標および成果目標

○重点目標 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター

児童発達支援センターについては、すでに1か所整備済みであることから、引き続き、地域における中核的な支援施設として位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能の充実を図ります。

【成果目標】

	目標値（令和8年度末）	参考（令和5年度末）
児童発達支援センター	1か所	1か所

②保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを含む5施設が実施しており、引き続き、児童発達支援センターをはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が地域社会の中で安心して生活できるようなインクルージョンに向けた環境整備を進めることを目指して、児童発達支援ネットワーク会議でインクルージョン推進の課題整理に取り組みます。

【成果目標】

	目標値（令和8年度末）	参考（令和5年度末）
保育所等訪問支援 実施施設数	7か所	3か所

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保します。

令和5年度末時点で、児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が5か所確保されている状況にあり、今後は安定した体制を確保することを目標とします。

【成果目標】

	目標値（令和8年度末）	参考（令和5年度末）
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	5か所	5か所
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	6か所	5か所

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう支援体制の整備が必要です。関係機関による協議を重ねた中で、令和5年度からは自立支援協議会子ども部会に協議の場を設置し、医療的ケア児の現状・課題を共有し、支援方策の協議を行っています。

【成果目標】

	目標値（令和8年度末）	参考（令和5年度末）
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係1人 医療関係1人	2人

4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量）

①障がい児通所支援等 見込量（月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	1,652 人日分	1,720 人日分	1,791 人日分
	利用者数	157 人	160 人	163 人
放課後等 デイサービス	利用日数	8,511 人日分	9,221 人日分	9,990 人日分
	利用者数	673 人	737 人	807 人
保育所等 訪問支援	利用回数	52 回	63 回	77 回
	利用者数	52 人	63 人	77 人
居宅訪問型 児童発達支援	利用回数	9 回	9 回	9 回
	利用者数	1 人	1 人	1 人
障がい児相談支援	利用者数	91 人	95 人	99 人

②医療的ケア児支援 見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数	福祉関係 1 人 医療関係 1 人	福祉関係 1 人 医療関係 1 人	福祉関係 1 人 医療関係 1 人

③発達障がい児等支援 見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等	受講者数	10 人	10 人	10 人
	実施者数	2 人	2 人	2 人
ペアレントメンター	登録人数	0 人	0 人	0 人
ピアサポート活動	参加人数	0 人	0 人	0 人

【参考】各種サービスの概要

サービス名	サービスの概要
① 児童発達支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。児童福祉法の改正により、令和6度からは類型（福祉型、医療型）が一元化されました。
② 放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
③ 保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援・アドバイスを行います。
④ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、居宅を訪問して発達支援サービスを行います。
⑤ 障がい児相談支援	障がいのある児童がライフステージに応じた支援ができるようにサービスの調整を行い、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
⑥ 医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行います。
⑦ペアレントトレーニング	親の子どもへの関わり方を変えることで、子どもの適切な行動を増やして不適切な行動を改善し、子どもの健やかな成長発達を促進することを目的とした、心理教育的アプローチです。子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけることを目指します。

